

美容師法施行細則に規定する書類の様式を定める要綱

制定 令和5年3月17日

(趣旨)

第1条 この要綱は、美容師法施行細則（昭和33年岡山県規則第7号）第4条の規定に基づき、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）、美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。）及び美容師法施行条例（平成12年岡山県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令に規定する書類の様式)

第2条 次の表の左欄に掲げる規定に基づく同表中欄の書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。

根拠条項	書類の名称	様式
省令第7条第3項	美容師免許証（免許証明書）提出届	第1号
条例第4条第2項	美容師出張業務承認申請書	第2号
法第11条第1項	美容所開設届	第3号
法第11条第2項	美容所開設届出事項変更届	第4号
法第11条第2項	美容所従事者届出事項変更届	第5号
法第11条第2項	美容所廃止届	第6号
条例第5条第1項	美容所検査確認証	第7号
条例第6条	美容師の胸章	第8号
法第12条の2第2項	美容所開設者承継届（譲渡用）	第9号
法第12条の2第2項	美容所開設者承継届（相続用）	第10号
省令第21条第2項第2号	美容所開設者相続同意書	第11号
法第12条の2第2項	美容所開設者承継届（合併・分割用）	第12号

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号

美容師免許証(免許証明書)提出届

免許証(免許証明書)番号	第	号
--------------	---	---

業務の停止処分を受けた年月日	年	月	日
----------------	---	---	---

上記のとおり、業務の停止処分を受けたので、美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)第7条第3項の規定により、免許証又は免許証明書を提出します。

年 月 日

住所	都道	市	町	番地
	府県	郡	村	

ふりがな	
氏名	

岡山県知事 殿

様式第2号

年 月 日

岡山県知事 殿

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日

免許証(免許証明書)番号 第 号

美容師出張業務承認申請書

次のとおり出張して美容をしたいので、美容師法施行条例(平成12年岡山県条例第35号)第4条第2項の規定により申請します。

1 業を行う場所の名称及び所在地

2 業を行う期間

年 月 日から 日間
年 月 日まで

3 美容所以外の場所で業を行う理由

美容所開設届

年 月 日

岡山県知事 殿

開設者

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

ふりがな
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

生年月日 年 月 日

電話番号

次のとおり美容所を開設したいので、美容師法(昭和32年法律第163号)第11条第1項の規定により届け出ます。

美容所の名称			
美容所の所在地	電話番号		
構造及び設備の概要	作業所面積	待合所の状況	美容用の椅子の数
	床の材質	洗場(器具等洗浄用)の数	洗髪施設の数
	腰板の材質	ふた付きの汚物箱の数	ふた付きの毛髪箱の数
	消毒済物品の格納場所		未消毒物品の格納場所
	換気設備 <input type="checkbox"/> 換気扇 <input type="checkbox"/> 窓	採光及び照明 <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> 採光窓	
	消毒の方法		
	(1)かみそり及び血液の付着又はその疑いのある器具	(2) (1)以外の器具	
開設予定年月日	年 月 日		
同一の場所で現に開設され、又は開設が予定されている理容所	有 ・ 無	名称	
		開設予定年月日	年 月 日

従業者の状況		免許所持者()名 その他()名 総数()名	
氏名等		資格等	
氏名	住所	管理美容師	
年 月 日生		修了証番号	第 号
		修了	年 月 日
氏名	免許所持者・その他	結核・皮膚疾患その他伝染性疾患の有無	
年 月 日生	登録番号	第 号	無 ・ 有(病名)
	登録	年 月 日	
氏名	免許所持者・その他	結核・皮膚疾患その他伝染性疾患の有無	
年 月 日生	登録番号	第 号	無 ・ 有(病名)
	登録	年 月 日	
氏名	免許所持者・その他	結核・皮膚疾患その他伝染性疾患の有無	
年 月 日生	登録番号	第 号	無 ・ 有(病名)
	登録	年 月 日	
氏名	免許所持者・その他	結核・皮膚疾患その他伝染性疾患の有無	
年 月 日生	登録番号	第 号	無 ・ 有(病名)
	登録	年 月 日	
氏名	免許所持者・その他	結核・皮膚疾患その他伝染性疾患の有無	
年 月 日生	登録番号	第 号	無 ・ 有(病名)
	登録	年 月 日	
氏名	免許所持者・その他	結核・皮膚疾患その他伝染性疾患の有無	
年 月 日生	登録番号	第 号	無 ・ 有(病名)
	登録	年 月 日	
氏名	免許所持者・その他	結核・皮膚疾患その他伝染性疾患の有無	
年 月 日生	登録番号	第 号	無 ・ 有(病名)
	登録	年 月 日	
氏名	免許所持者・その他	結核・皮膚疾患その他伝染性疾患の有無	
年 月 日生	登録番号	第 号	無 ・ 有(病名)
	登録	年 月 日	
美容所の名称	美容所所在地	電話番号	

- (添付書類)
- 1 店舗の平面図
 - 2 店舗付近の略図
 - 3 美容師の疾病の有無に関する医師の診断書
 - 4 管理美容師については、その者が管理美容師となる資格を有することを証する書類
 - 5 開設者が外国人の場合は、国籍の記載のある住民票の写し

注 該当する事項の口にレ印を付けること。

様式第4号

年 月 日

岡山県知事 殿

開設者

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

ふりがな

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

美容所開設届出事項変更届

次のとおり美容所開設届出事項を変更したので、美容師法(昭和32年法律第163号)第11条第2項の規定により届け出ます。

届出を要する美容所の名称等	名称	
	所在地	
	電話番号	
変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
	変更年月日	年 月 日
	変更理由	

様式第6号

年 月 日

岡山県知事 殿

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

美容所廃止届

次のとおり美容所を廃止したので、美容師法(昭和32年法律第163号)第11条第2項の規定により届け出ます。

1 美容所の名称

2 同上所在地

3 廃止年月日

4 廃止の理由

様式第7号

美容所検査確認証

次の美容所は美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の規定による検査の結果同法第13条の措置を講ずるに適する旨を確認します。

記

1 名称

2 所在地

3 開設者

4 確認番号

年 月 日

岡山県知事

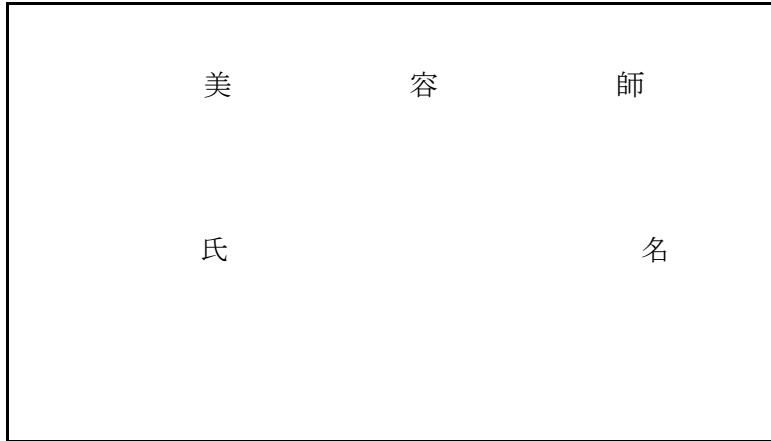
印

様式第8号

胸

章

3.5 cm



2.1 cm

- 備考
- 1 胸章の大きさは、原則として、上記に従うものとする。
 - 2 文の大きさ、字の色等は、見やすいものとする。

美容所開設者承継届(譲渡用)

年 月 日

岡山県知事 殿

届出者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

生年月日 年 月 日

電話番号

譲渡により美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲 渡 人	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名)	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
美 容 所 の 名 称		
美 容 所 の 所 在 地		

添付書類

営業の譲渡が行われたことを証する書類

様式第10号

美容所開設者承継届(相続用)

年 月 日

岡山県知事 殿

届出者 住 所

電 話 番 号

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

被相続人との続柄

相続により美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

被 相 続 人	住 所	
	氏 名	
相 続 開 始 の 年 月 日		
美 容 所 の 名 称		
美 容 所 の 所 在 地		

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

様式第11号

美容所開設者相続同意書

年 月 日

岡山県知事 殿

住所

氏名

印

次のとおり美容所開設者の地位について相続することに同意します。

1 被相続人の氏名及び住所

2 美容所開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者の氏名及び住所

備考 開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の法定相続人全員が署名押印すること。

様式第12号

美容所開設者承継届(合併・分割用)

年 月 日

岡山県知事 殿

届出者 主たる事務所の所在地

電話番号

名称

代表者の氏名

合併又は分割により美容所の開設者の地位を継承したので、美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

合併により消滅した法人又は分割により開設者の地位を失った法人	名称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者氏名	
	名称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者氏名	
合併又は分割の年月日	年 月 日	
美容所の名称		
美容所の所在地		

添付書類

合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割により開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書